

**【問1】** 借金やローンがあったら、税金が払えない。  
**【回答】** 税金は個人債務より優先されます。(地方税法第14条)

**【問2】** 少額滞納でも滞納処分の対象になるのか?  
**【回答】** 滞納金額に関係なく、差し押さえの対象となります。

**【問3】** 許可なく財産を調べることがプライバシーの侵害ではないか?  
**【回答】** 税金を滞納すると、国税徴収法、地方税法



**【問4】** 滞納処分(差押えなど)の前に自宅訪問や電話連絡をしないのか?  
**【回答】** 滞納処分(差押えなど)を執行するために、自宅訪問または電話連絡をすることはありません。税金は納期限内での自主納付が原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分(差押えなど)の対象となります。

に基づき、全ての財産に対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は協力しなければなりません。これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。

## 伯耆町では、全庁を挙げて滞納整理に取り組んでいます。

伯耆町では、庁内で連携して滞納整理に取り組んでいます。複数の項目にまたがって納税相談を行う場合は、事前に住民課税務室へご相談ください。各担当と日程調整を行います。

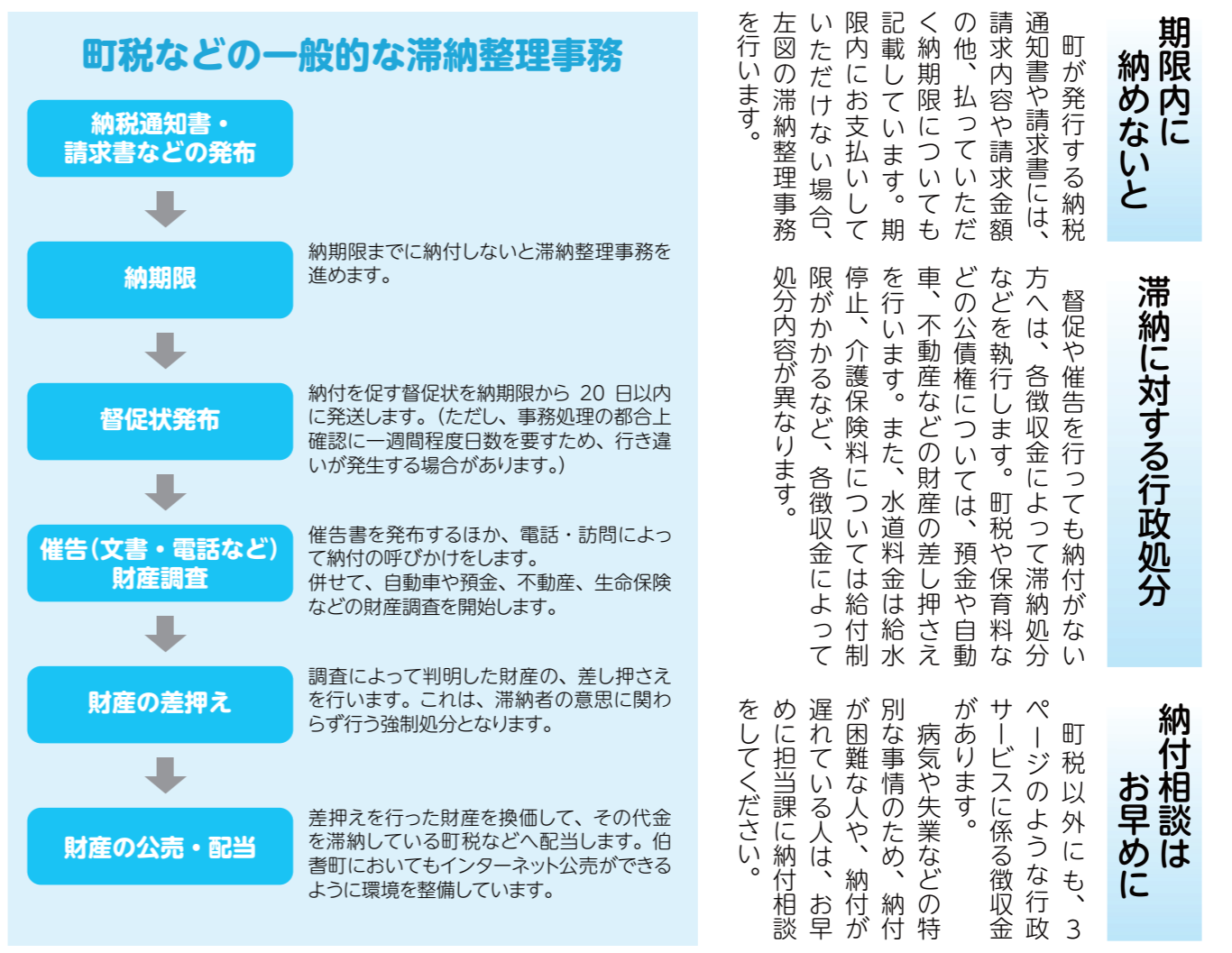
徴収金の内容	担当課
町税 (町県民税、固定資産税、軽自動車税など)	住民課 税務室 ☎68-3114
国民健康保険税	健康対策課 健康増進室 ☎68-5536
後期高齢者医療保険料	健康対策課 生活相談室 ☎68-5535
介護保険料	福祉課 福祉支援室 ☎68-5534
保育料	地域整備課 上下水道室 ☎68-5540
水道料金・下水道使用料	教育委員会 人権政策室 ☎62-0713
町営住宅使用料・住宅新築資金貸付金	伯耆町立学校給食センター ☎68-2261
学校給食費	企画課 町づくり推進室 ☎68-3113
ケーブルテレビ利用料 ※平成23年度まで溝口地域でサービスをしていたケーブルテレビ利用料金です。	

【問い合わせ先】 住民課 税務室 ☎68-3114

# STOP!! 滞納

全庁を挙げて取り組みます

皆さんが納付している町税やその他の徴収金は、福祉・教育・生活環境の整備など、行政サービスを充実させるために欠かせない財源です。町では、全庁一丸となって滞納整理に取り組んでいます。



### 期限内納付を忘れないために

【口座振替制度】  
 うっかり納付を忘れて、督促や催告を受けないためにも、口座振替制度の利用をお願いします。  
 株山陰合同銀行  
 株鳥取銀行  
 米子信用金庫  
 鳥取西部農協  
 ゆうちよ銀行(郵便局)の各支店・支所などで、所定の用紙に記入することで登録することができます。

町税などの滞納は、福祉や教育など行政サービスの運営に支障が出るだけでなく、期限内に納付した人との公平性を欠くこととなります。また、督促状の発送など、滞納整理における経費増加にもつながりますので、町では口座振替制度を推進しています。